

公益財団法人沖縄県スポーツ協会事務嘱託員設置要項

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人沖縄県スポーツ協会（以下「本会」という。）の円滑な運営を図るため、公益財団法人沖縄県スポーツ協会事務嘱託員（以下「嘱託員」という。）設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本会に嘱託員を置く。

(職務)

第3条 嘱託員は、理事長の指揮監督を受けて、公益財団法人沖縄県スポーツ協会定款第4条に規定する事務を行う。

(委嘱)

第4条 嘱託員は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから理事長が委嘱する。

- (1) 経理事務に関する知識及び経験を有するもの。
- (2) その他理事長が適当と認める者。

(任期)

第5条 嘱託員の任期は、1年以内とする。但し、理事長が認めた場合、1年ごとに更新することができる。5年を超える者は、別に定める様式で申し込むことにより、現在締結している有期労働契約の契約期間の末日の翌日から、期間の定めのない労働契約での雇用に転換することができる。

(報酬等)

第6条 嘱託員の報酬の額は、日額8,200円とする。

2 嘱託員の通勤費用相当額（通勤距離が2km未満の場合は不支給）

- (1) 交通機関利用の場合は、経済的かつ合理的な経路による運賃相当額。
- (2) 自動車等利用の場合は、通勤距離に応じて通勤1回当たり110円から1,900円を支給。

3 嘱託員の期末手当は、県の会計年度任用職員制度に準じて支給する。

(勤務条件)

第7条 嘱託員の勤務日数は、1箇月の実日数（原則、土日祝祭日を除く）とする。

- 2 業務の都合により、勤務を要しない休日及び勤務時間外に勤務を命じた場合は、休日及び時間外勤務手当を支給することができる。
- 3 嘱託員の休暇等については、理事長の定めるところによる。

(服務)

第8条 嘱託員は、その職務の遂行に当たって、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

- 2 嘱託員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

- 3 嘱託員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。
- 4 嘱託員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第9条 理事長は嘱託員が次の各号のいずれかに該当する場合は、委嘱期間内であっても解嘱することができる。

- (1) 前条各項の規定に違反したとき。
- (2) 公務を執行する者として、不相当と認められる行為をしたとき。
- (3) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。

(補則)

第10条 この要項に定めるもののほか、嘱託員に関し必要な事項は別に定めることができる。

附 則

- 1 この要項は、公益財団法人沖縄県体育協会の設立の登記の日から施行する。
- 2 この要項は、平成26年 4月 1日から施行する。
- 3 この要項は、平成28年 1月 4日から施行する。
- 4 この要項は、平成29年 4月 1日から施行する。
- 5 この要項は、令和 2年 4月 1日から施行する。
- 6 この要項は、令和 2年10月20日から施行する。
- 7 この要項は、令和 3年 4月 1日から施行する。
- 8 この要項は、令和 5年 4月 1日から施行する。

別紙（第7条3項関係）

	雇 用 期 間						
勤務 月数	2ヶ月	1年 2ヶ月	2年 2ヶ月	3年 2ヶ月	4年 2ヶ月	5年 2ヶ月	6年 2ヶ月
付与 日数	10	11	12	14	16	18	20

※採用2ヶ月経過後、3ヶ月目から

※1年以内に取得しなかった年次有給休暇は、付与日から2年以内に限り繰り越して取得することができる。